

2013年12月11日

横浜刑務所長

渡邊 恒雄 殿

横浜弁護士会

会長 仁平 信哉

勧 告 書

当会は、申立人Aの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴殿に対し、下記のとおり勧告します。

勧告の趣旨

横浜刑務所長は、申立人が使用を願い出た眼鏡について「華美である」としてその使用を不許可としたが、その眼鏡が使用を許されないほど「華美」であるとは言い難く、その不許可の措置は申立人の権利を侵害するものであるから、その眼鏡の使用を許可するよう勧告する。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり

2013年11月18日

報告書

横浜弁護士会

会長 仁平 信哉 殿

横浜弁護士会人権擁護委員会

委員長 佐藤昌樹

申立人Aの横浜刑務所を相手方とする人権救済申立事件について、その調査結果を報告します。

第1 処置意見

横浜刑務所に対し、別紙勧告書の主文のとおり勧告する。

第2 申立の趣旨及び理由

1 申立の趣旨

申立人が、横浜刑務所に対して、使用許可を求めている眼鏡（以下、「本件眼鏡」という）について、使用を許可するよう求める。

2 申立の理由

申立人は、現在、横浜刑務所にて在監中（2009年（平成21年）8月収容、2018年（平成30年）5月満期）である。

現在申立人が使用している眼鏡は、東京拘置所に在監中に作ったもので、少しひどくして作ってもらった。使用を願い出ている本件眼鏡は、横浜刑務所に収容された当時、領置の調べ官から、（当時は色付きのレンズであったため）レンズを交換すれば使用できる、と言われた。そのため、2010年（平成22年）8月ころ、本件眼鏡を父親に郵送し、透明レンズで度の強いものに変えてもらって差し入れを受けた。ところが、本件眼鏡の使用許可を求めたところ、「華美」という理由により、その使用が不許可となった。

現在使用している眼鏡は度が合わないため、テレビや壁の字が見えず、長時間使用していると頭が痛くなる（作業への支障はない）。

本件眼鏡を使用できるようにして欲しい。

第3 申立人の提出した資料、横浜刑務所に対する照会（いずれも事実認定に用いたものに限る）

1 申立人から提出された資料

本件眼鏡（申立人に還付済み、写真を本報告書末尾添付）

2 横浜刑務所に対する照会及びその回答

(1) 当委員会は、横浜刑務所に対し、2011年（平成23年）3月31日付にて、①眼鏡使用制限の根拠、②同使用制限の根拠に基づき具体的に使用制限する場合の判断基準、③申立人の使用許可にかかる本件眼鏡について使用を制限した理由、④華美か否かの判断基準、等について照会を行った。

これに対し、横浜刑務所からは、同年4月18日付にて、①刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という）42条に基づいて眼鏡の使用制限が行われる、②判断基準としては、「当該眼鏡を使用させることにより刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあるか否かを基準とし」これ「を踏まえ、当所においては、フレームが特異な形状、華美なものではないこと、レンズは原則として無色透明であること、また、所持個数は、原則として同一種類1個として使用を許可している。」、③本件眼鏡の使用制限に関しては「フレームが華美であり、申立人に当該眼鏡を使用されることにより、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあると認められたことによる」、④華美的判断基準については、「彫金、装飾、ブランドロゴ、色等が際立つもの及び金など高価な材料を使用したものは、華美なものとして使用を認めていない」との回答がなされた。

(2) これを踏まえて、当委員会は、横浜刑務所に対して重ねて、2013年（平成25年）1月22日付にて、①本件眼鏡の使用制限をした具体的な理由、②ブランドロゴを問題にする際に、ブランド名が考慮要素となるのか、③本件眼鏡の使用により、いかなる管理運営上の支障が生ずるのか、についての照会を行った。

これに対して、横浜刑務所からは、①「申立人が使用を出願した眼鏡は、フレームの形状が特異であることやそのフレームに印字されたブランドロゴが際立つことから華美であると判断している」、②ブランドロゴを問題にする際に、「ブランド名による差異はない」、③申立人については「集団処遇の場面において、他人と違う点を見せたいという願望が強く、本件眼鏡のような華美な物品の使用を許可すると他人に奇異の念を抱かせたり、好奇心をあおるなどトラブルに発展するおそれがあり、具体的には、眼鏡を利用して、他の被収容者等を威圧したり、貧富の差をひけらかしたり、暴力団関係者等で集団形成をなさ

れるなどの弊害が生じるおそれがある。」との回答がなされた。

第4 認定した事実

- 1 本件事実関係について争いはなく、2010年（平成22年）8月ころ、申立人がその使用を出願した本件眼鏡について、横浜刑務所においてその使用を不許可とした。

なお、横浜刑務所が本件眼鏡の使用を不許可とした根拠は「フレームの形状が特異であることやそのフレームに印字されたブランドロゴが際立つことから、フレームが華美である」ため、「眼鏡の形状等からして規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあると認められた」として、法42条に基づくものと説明していることが認められる。

2 本件眼鏡の形状

レンズは無色透明、レンズの縁はシルバーである。

柄は、芯の部分がシルバー、芯の周囲が黒で、柄のレンズに近い部分が幅広くなっている。

柄の表側には、左右ともにブランド名である「PRADA」の刻印があり、文字列の幅は全体で2cm弱である。

柄の裏面には「PRADA made in Japan CEJPO241442」と白色で印字されており、柄の左裏面には「VPR71L 52□166BA101 140」と白色で印字されている。

第5 当委員会の判断

1 本件の問題点

本件では、上記の通り、その事実自体に争いはなく、横浜刑務所の行った本件眼鏡使用の不許可（処分）が、人権侵害性を有するか否かが問題である。

2 判断

（1）使用制限の根拠

法42条1項は、「被収容者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする」として、「眼鏡その他の補正器具」（同項1号）をその対象とする。

本条項は、被収容者が使用する物品について、その使用を保障する必要はあるが、国庫の負担での貸与・支給（官給）を保障するのは必要ではなく、また

適當ではないものとして定められたものであり、眼鏡等の補正器具についていえば、通常、刑事施設に収容される前から使用しているものがあり、釈放後にも使用する必要があるものであること、個々の被収容者に調製されたものでなければならず、官給することは大きな負担となること、から官給を保障するのには必要ではなく、また適當ではないと考えられるから、自弁のものを使用させるものとしたのであり、ただ「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」には、当該おそれのある物品を使用させることはできず、他にそのおそれのない自弁の物品を使用させるか（本件申立人の場合）、または国庫の負担での貸与、官給となる（法42条2項）。

（2）本件眼鏡の使用制限

上記法を根拠として、横浜刑務所は、「フレームが特異な形状、華美なものではないこと、レンズは原則として無色透明であること、また、所持個数は、原則として同一種類1個として使用を許可して」おり、本件眼鏡については、「フレームが華美であり、申立人に当該眼鏡を使用させることにより、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあると認められた」とするとともに、その華美性の判断について「彫金、装飾、ブランドロゴ、色等が際立つもの及び金など高価な材料を使用したものは、華美なものとして使用を認めていない」「申立人が使用を出願した眼鏡は、フレームの形状が特異であることやそのフレームに印字されたブランドロゴが際立つことから華美であると判断している」とする。

（3）そこで本件眼鏡について、上記基準に照らして検討するに、まず、本件眼鏡のフレームの形状は、やや幅広ではあるものの、取り立てて特異な形状と認めることはできず、「フレームの形状が特異」とは言えない。

また、本件眼鏡について、フレームの色は、シルバーと黒で、さほど目立つものではなく、ブランドロゴについては、文字列の幅2cm程度で、シルバーの部分に刻印されているに過ぎず、さほど目立つものではないことから、「ブランドロゴが際立つ」とも言えない。

よって、横浜刑務所自身が定めた基準に照らしても、本件眼鏡を「華美」と評価することはできない。

（4）この点、横浜刑務所長は、2013年（平成25年）2月5日付回答において「ブランドロゴが際立つか否かの判断において、ブランド名が考慮要素の一つとな

るか」との照会に対し、「ブランド名による差異はない」と回答している。

にもかかわらず、上記回答において、「本件眼鏡の使用により、具体的に、いかなる形で規律及び秩序維持その他に問題が生じ、管理運営上の支障が生じると判断したのでしょうか」との照会に対し、申立人については、「集団処遇の場面において、他人と違う点を見せたいという願望が強く、本件眼鏡のような華美な物品の使用を許可すると、他人に奇異の念を抱かせたり、好奇心をあおるなどトラブルに発展するおそれがあり、具体的には、眼鏡を利用して、他の被収容者を威圧したり、貧富の差をひけらかしたり、暴力団関係者等で集団形成をなされるなどの弊害が生じるおそれがある。」と回答している。このように横浜刑務所長は、ブランドロゴがさほど目立つわけではない本件眼鏡について、PRADAという高級ブランドであることに着目して、つまりブランド名（ブランドイメージ）を重要な考慮要素として本件眼鏡を不許可としていることを自認している。

また、眼鏡を利用して他の被収容者を威圧するなどと言う点については、合理的な根拠もないものであり、眼鏡を利用して暴力団関係者等で集団形成をするなどというのは、論理的・抽象的なおそれさえ認めることはできない（暴力団関係者で集団形成をするとすれば、むしろ眼鏡とは無関係であることは自明である）。

したがって、横浜刑務所による本件眼鏡の使用制限は、自ら定めた判断基準にも適合しない不当な使用制限であり、その判断基準の適否を置いておくとしても、具体的運用として相当性に欠ける結果、申立人の人権を侵害するものである。

3 結論

以上のとおり、第1記載の結論が相当であると判断するに至ったものである。

以上